

多賀城市長 菊地 健次郎 殿

多賀城市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 石 川 雅 美

多賀城市情報公開条例第18条第1項に基づく諮問について（答申）

平成25年12月6日付け総務第2214号の2による諮問について、以下のとおり答申します。

1 審査会の結論

平成25年9月12日付け市公第674号により多賀城市長が行った公文書の不存在の決定は、相当である。

2 不服申立て及び審査の経緯

- (1) 不服申立人（以下「不服申立人」という。）は、平成25年8月29日に多賀城市情報公開条例（以下「条例」という。）に基づき、平成24年2月からのモデル事例の調査に関する全ての文書を公開するよう請求した。
- (2) これに対し、多賀城市長は、平成24年2月からのモデル事例の調査に関する資料については、担当職員がインターネット等でモデルとなり得る事例等について調査したもので、組織として保管している資料はなく、条例第2条第2号の公文書に該当する文書が存在していないことから、平成25年9月12日に、上記(1)の請求に対して、条例第11条第2項の規定により公文書の不存在の決定（以下「公文書不存在決定」という。）を行った。
- (3) 上記(2)の公文書不存在決定に対し、不服申立人は、平成25年11月6日付けで異議申立てを行った。
- (4) 多賀城市長は、平成25年12月6日付け総務第2214号の2により、本件不服申立てに係る上記(2)の公文書不存在決定の相当性について、当審査会に諮問した。
- (5) 当審査会は、本件諮問に対し、平成26年1月8日及び同月21日に会議を開催し、実施機関の職員及び異議申立人からの意見陳述を受けるとともに、実施機関及び異議申立人から提出された意見書、本件諮問書、公文書開示請求書、同請求書に対する公文書不存在決定通知書、異議申立書その他の参考資料に基づき検討を行った。
- (6) 上記検討に基づき、当審査会において本答申書を策定した。

3 当審査会の判断

- (1) 本件の公文書開示請求において、不服申立人が開示請求した公文書の内容は、「平成24年2月からのモデル事例の調査」に関する全ての文書である。
- (2) 「平成24年2月からのモデル事例の調査」とは、市長が多賀城駅周辺の地域文化創造の拠

点づくりを実現するに当たり、モデルとなる事例について担当職員が行った調査である。

- (3) 不服申立人は、当該調査結果が何らかの公文書として記録されていなければならない旨主張しており、また、一般的には、本件の多賀城駅周辺の地域文化創造の拠点づくりのような大きな事業を実施するに当たっては、意思決定に係る公文書が存在するものと考えられることから、実施機関の担当職員にその知っている事実を陳述させる等して、調査検討を行った。
- (4) その結果、「平成24年2月からのモデル事例の調査」とは、多賀城駅周辺の地域文化創造の拠点づくりを担当する職員が、インターネット上のウェブサイトを開覧し、先進事例等の有用な情報を収集したものであった。
- (5) 当該担当職員は、市長から直接指示を受け、政策構想を具体化していく部署に所属しており、ウェブサイトから得た情報については、報告書等の文書を作成することなく、専ら市長や副市長に直接報告していたことが認められた。
- (6) 当該担当職員は、閲覧したウェブサイトの一部について印刷したものを所持していたが、それらは回覧等もなされておらず、当該担当職員が個人的にファイリングして保管している状態にあるものであった。
- (7) 上記のウェブサイトを印刷したものの以外に、モデル事例の調査に関する文書は確認できなかった。
- (8) 以上の調査検討結果から、「平成24年2月からのモデル事例の調査」に関しては、条例第2条第2号の公文書に該当する文書は存在しないものと判断した。
- (9) よって、前記1記載のとおり、答申する。

4 付言

なお、「平成24年2月からのモデル事例の調査」に係る文書の取扱いについて付言する。

前記1に記載のとおり、多賀城市長が行った公文書の不存在の決定は相当であるとの結論に至ったが、一般的には当該調査結果について何らかの公文書が存在すると考えることが当然であり、本件について公文書が存在していないのは、当該調査が多賀城駅周辺の地域文化創造の拠点づくりという事業の着手に当たり行った、インターネット上での閲覧・検索に過ぎないものであったことによるものである。これら事実の確認を前記のとおり実施機関の担当職員に陳述をさせることにより行ったところ、担当職員が閲覧したウェブサイトの中には、その後に、多賀城駅周辺の地域文化創造の拠点づくりを実施していくに当たり参考とした、多賀城市と連携協定を締結した企業についてのもの又はその他の企業に関するものがあることが認められた。

当審査会としては、実施機関は、公文書不存在決定の通知を行う際に、当該調査の方法や閲覧したウェブサイト等について不服申立人に説明をし、公文書不存在の理由について理解を得る必要があったと考えるものであり、実施機関が本件不服申立てに対する決定を行うに当たっては、担当職員が調査のために閲覧したサイトのURLについて、その主なものを調査した日付を付して提示するなど、あらためて、当該調査に係る説明を行うよう提案するものである。

以上